

告示

埼玉県告示第千三百五十六号

埼玉県生活環境保全条例（平成十三年埼玉県条例第五十七号）第百十六条第一項の規定により、令和三年度公害防止主任者資格認定講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和三年十二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 講習の区分、実施期間、実施場所、実施方法及び予定人員

区分	実施期間	実施場所 実施方法	予定人員
大気関係	令和四年二月九日（水）、同月十五日（火）、同月十六日（水）及び令和四年三月一日（火）から令和四年三月八日（火）まで	対面での実施 埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目十三番十八号 埼玉会館多目的ホール	二百三十五人
水質関係	令和四年二月二十二日（火）、同月二十四日（木）、同月二十五日（金）及び、令和四年	対面での実施 埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目十三番十八号 埼玉会館多目的ホール	百三十五人

	騒音・振動関係	ダイオキシン類関係
<p>三月九日（水）から同月十六日（水）まで</p>	<p>令和四年二月一日（火）、同月三日（木）、同月四日（金）及び同月二十一日（月）から令和四年三月一日（火）まで</p>	<p>令和四年二月九日（水）、同月十七日（木）、同月十八日（金）及び令和四年三月三日（木）から同月十日（木）まで</p>
<p>令和四年二月二十二日（火）、同月二十四日（木）及び同月二十五日（金）オンデマンド配信での実施 令和四年三月九日（水）から同月十六日（水）まで</p>	<p>対面での実施 埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目十三番十八号 琦佛会館多目的ホール 令和四年二月二十一日（月）から令和四年三月一日（火）まで</p>	<p>対面での実施 埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目十三番十八号 琦佛会館多目的ホール 令和四年二月九日（水）、同月十七日（水）、同月十七日</p>
	<p>百三十 五人</p>	<p>百三十 五人</p>

	<p>(木) 及び同月十八日(金) オンデマンド配信での実施 令和四年三月三日 (木) から同月十日 (木) まで</p>

二 講習の区分、科目及び合計時間数

区分	科目	合計時間数
大気関係	一 公害概論 二 大気汚染関係法規 三 燃焼・ばい煙防止技術 四 除じん・集じん技術 五 測定技術	二〇
水質関係	一 公害概論 二 水質汚濁関係法規 三 汚水等処理技術一般 四 測定技術	二〇
騒音・振動関係	一 公害概論 二 騒音及び振動関係法規 三 音及び振動の性質 四 騒音及び振動の防止技術 五 測定技術	二〇
ダイオキシン類関係	一 公害概論 二 ダイオキシン類関係法規 三 ダイオキシン類の排出防止技術 四 測定技術	二〇

合計時間数には自習時間を含めるものとする。

三 受講資格等

- イ 講習を受講することができる者は、埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）第九十七条第一項の表の中欄に該当する者とする。
- ロ 受講希望者数が講習の予定人員を上回る場合には、その所属する工場又は事業場における公害防止主任者及びその代理者の選任状況等を勘案し、受講者を決定する。

四 提出書類

- イ 公害防止主任者資格認定講習受講申込書
- ロ 公害防止実務経歴証明書
- ハ 工場又は事業場の概要書

五 提出書類の受付期間、提出場所

イ 持参の場合

(1) 受付期間

令和四年一月十一日（火）から一月二十四日（月）の九時三十分から十五時三十分まで

(2) 提出場所

大気関係の提出書類については、埼玉県環境部大気環境課まで
水質関係、騒音・振動関係及びダイオキシン類関係については、埼玉県環境部水環境課まで

ロ 郵送の場合

(1) 受付期間

令和四年一月十一日（火）から一月二十四日（月）まで
埼玉県環境部大気環境課又は埼玉県環境部水環境課宛の簡易書留によること。なお、一月二十四日（月）までの消印のあるものに限る。

(2) 提出場所

大気関係の提出書類については、埼玉県環境部大気環境課まで
水質関係、騒音・振動関係及びダイオキシン類関係については、埼玉県環境部水環境課まで

六 受講申込書の交付

申込手続きが終了後、受講申込書を交付する。